

令和7年度 高崎市立高崎経済大学附属高等学校 部活動方針

令和7年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い、互いに協力し合い友情を深め、好ましい人間関係の形成を図る。

2 本年度の部活動・同好会

(1) 本年度設置する部活動・同好会について

運動部 15 部、文化部 17 部、同好会 3 団体を設け、それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長、副部長（主将等）を各部の状況に応じて各 1 名をおく。

【運動部】（15 部）

陸上競技部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、ソフトテニス部(男女)、サッカー部、山岳部、硬式野球部、男子バドミントン部、女子バドミントン部、ダンス部、柔道部、弓道部、テニス部(男女)、

【文化部】（17 部）

演劇部、茶道部、華道部、JRC 部、書道部、新聞部、吹奏楽部、箏曲部、美術部、映画部、合唱部、写真部、バトン部、軽音楽部、イラスト部、放送部、インターナショナルクラブ

【同好会】

水泳同好会、理科同好会、文芸同好会

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・ 週 1 日以上休養日を設定する。ただし休養日の設定は、部活動の内容、大会の日程等を考慮し弾力的に行うものとし、その際は別日程で休養日を設定する等の配慮を行う（詳細は各部活動ごとの活動計画による）。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける（詳細は各部ごとの活動計画による）。

③ 活動時間

- ・ 合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では 2 時間程度で練習を終えることを目安とする。ただし大会直前や大会期間中は、この限りではない。
- ・ 学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、6 時間程度で活動を終えることを目安とする（ただし移動にかかる時間や昼食・休憩の時間を除く）。

④ 朝練習

- ・ 放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。ただし、生徒の自主的な朝練習（常識的な時間、頻度など）を規制するものではない。

3 経費

(1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし集める場合は必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し会計報告を行う。

4 参加する大会等の精選

(1) 生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

(2) 教職員は本校に設置されていない部活動・同好会の大会等の引率を原則しない。

5 部活動運営

(1) 指導体制について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、市教育委員会と相談しながら部活動指導員や外部指導者を柔軟に活用していくこととする。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用するものとする。

(2) その他

適切に部活動を実施するため、学校評議員会や学校保健委員会などの既存の組織を活用する。これら組織において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。